

令和4年第4回定例会提出議案の説明資料（第3集）

議案 番号	件名	担当部課	頁
26	柏市特別職職員給与条例及び柏市議会議員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について	総務部 人事課 給与厚生室	1
27	柏市一般職職員給与条例及び柏市職員高齢者部分休業条例の一部を改正する条例の制定について	総務部 人事課 給与厚生室	2
28	柏市会計年度任用職員給与等条例の一部を改正する条例の制定について	総務部 人事課 給与厚生室	3

議案第 26 号 柏市特別職職員給与条例及び柏市議会議員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 26 号は、特別職の職員及び議員の期末手当の支給割合を改定するため、柏市特別職職員給与条例及び柏市議会議員報酬等支給条例の一部を改正しようとするものです。

内容は、次のとおりです。

1 柏市特別職職員給与条例の一部改正（改正条例第 1 条及び改正条例第 2 条関係）

特別職の職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定すること（第 5 条第 2 項関係）。

支給月	改正前	改正後	
		令和 4 年度	令和 5 年度以後
6 月	2 . 1 5 月分		2 . 2 月分
1 2 月	2 . 1 5 月分	2 . 2 5 月分	2 . 2 月分

2 柏市議会議員報酬等支給条例の一部改正（改正条例第 3 条及び改正条例第 4 条関係）

議員の期末手当の支給割合を次のとおり改定すること（第 5 条第 2 項関係）。

支給月	改正前	改正後	
		令和 4 年度	令和 5 年度以後
6 月	2 . 1 5 月分		2 . 2 月分
1 2 月	2 . 1 5 月分	2 . 2 5 月分	2 . 2 月分

3 令和 4 年度分の期末手当に関する部分は公布の日から、令和 5 年度以後の年度分の期末手当に関する部分は令和 5 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第 27 号 柏市一般職職員給与条例及び柏市職員高齢者部分休業条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 27 号は、国家公務員等の給与改定に準じた一般職職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合の改定、定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額を定めること並びに勤務 1 時間当たりの給与額の算出方法の改定を行うため、柏市一般職職員給与条例及び柏市職員高齢者部分休業条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 柏市一般職職員給与条例の一部改正（改正条例第 1 条関係）

- (1) 時間外勤務手当，休日勤務手当及び夜間勤務手当の算定に係る勤務 1 時間当たりの給与額の算出方法を改定すること（第 19 条第 2 項関係）。
- (2) 勤勉手当の支給割合を改定すること（第 22 条第 2 項関係）。
- (3) 一部の職員の給料月額を引き上げること（別表第 1 から別表第 3 の 2 まで関係）。

2 柏市一般職職員給与条例の一部改正（改正条例第 2 条関係）

職員が勤務しないときの給与の減額に係る勤務 1 時間当たりの給与額の算出方法を改定すること（第 19 条第 1 項関係）。

3 柏市一般職職員給与条例の一部改正（改正条例第 3 条関係）

- (1) 勤勉手当の支給割合を改定すること（第 22 条第 2 項関係）。
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額を定めること（別表第 1 及び別表第 2 関係）。

4 柏市職員高齢者部分休業条例の一部改正（改正条例第 4 条関係）

職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与の減額に係る勤務 1 時間当たりの給与額の算出方法を改定すること（第 3 条関係）。

5 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行すること。ただし、2 は令和 5 年 1 月 1 日から、3 は同年 4 月 1 日から施行すること。
- (2) 1（1）及び（3）は令和 4 年 4 月 1 日から、1（2）は同年 12 月 1 日から適用すること（改正附則第 2 項関係）。

議案第 28 号 柏市会計年度任用職員給与等条例の一部を改正する条例の制定
について

議案第 28 号は、パートタイム会計年度任用職員の令和 4 年における報酬及び同年 12 月の期末手当に関する特例を定めるため、柏市会計年度任用職員給与等条例の一部を改正しようとするものです。

内容は、次のとおりです。

- 1 パートタイム会計年度任用職員の令和 4 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日までの間における勤務に係る報酬は、当該期間における一般職の職員に係る改定前の給料表の給料月額を適用して算定すること（附則第 20 項関係）。
- 2 パートタイム会計年度任用職員に支給する令和 4 年 12 月の期末手当は、同年 11 月 30 日において当該職員が受けるべき勤務 1 時間当たりの報酬の額により算定すること（附則第 21 項関係）。
- 3 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の柏市会計年度任用職員給与等条例の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用すること。